

食品に関するリスクコミュニケーション  
～米国、カナダ及びアイルランドから輸入される  
牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（案）について～  
議事録

日時：平成 30 年 12 月 12 日（水）14：30～15：55

於：赤坂サンスカイルーム 3 B 室

渡辺リスクコミ官：

定刻になりましたので、ただ今から、「食品に関するリスクコミュニケーション～米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（案）について～」を開催いたします。

私は、内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官の渡辺と申します。よろしくお願ひします。本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会に先立ちまして、何点かお知らせいたします。初めに、本意見交換会は、質疑応答での発言を含め、公開で開催します。発言者、参加者の皆さまの写真及び映像が、配信・報道される可能性があることを、あらかじめご了承ください。また、本日、会場内の写真を撮影させていただきます。後日、食品安全委員会の Facebook などに掲載させていただくことがございますので、御了承いただければと思います。

意見交換会の資料につきましては、会の終了後に、食品安全委員会のホームページを通じて公表することを予定しております。

講演の前に、本日配布しています資料の確認をお願いします。お手元の配布資料一覧と各資料をご確認いただきたいと思ひます。本日講演いただくパワーポイントの資料が一部。参考資料の 1～4。それからアンケート用紙が一枚でございます。足りない資料がございましたら近くの係の者におっしゃってください。それでは、意見交換会をはじめます。

食品安全委員会では、厚生労働省からの諮問を受け、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値、30 か月齢を引き上げた場合のリスク」について、プリオン専門調査会において審議を行ってききましたが、この度、食品健康影響評価（案）が取りまとめられました。

この評価書（案）につきましては、平成 30 年 11 月 28 日より 30 日間パブリックコメントを募集しております。本日の意見交換会は、より広く関係者の間で意見交換を行うため、講演にて平易かつ簡潔に皆さまに御説明し、その後御質問にお答えすることで、今回の評価書（案）についてのご理解を深めていただくために行うものです。

それでは、食品安全委員会山本茂貴委員より説明いたします。よろしくお願ひいたします。

山本委員：

皆さんこんにちは。私は食品安全委員会の委員になって2年ほど経っています。担当は微生物、ウイルス、プリオンといったところなので、本日の御説明をさせていただきたいと思っております。初めに、いつも使っているスライドですが、食品安全委員会ができた経緯、新しい食品安全を確保する仕組みということで、リスク分析の考え方が取り入れられていることはご承知かと思います。その契機となりましたのが、2001年のBSEの発生です。2003年に食品安全委員会は、食品安全基本法の下に設立されました。リスク管理機関からの評価の要請を受けてリスク評価を科学的、中立公正に行うということで、今回のBSEの評価も行ってまいりました。

リスク分析の中にはリスクコミュニケーションというものが重要な位置づけになっております。本日はその中の一環としてリスクコミュニケーションを開催させていただいております。リスク評価の流れですが、今回はリスク管理機関である厚生労働省からの諮問ということになります。それが諮問されて、評価内容を聴取したあとに、専門調査会での審議。いわゆる親委員会という7人の委員が加わっている委員会がありますが、これに対して専門調査会というのは、その下にそれぞれの専門分野における評価を行う委員会です。今回説明するのは、このプリオン専門調査会で審議された結果で、これは親委員会に報告され、現在、国民からの意見・情報の募集を行う段階にきています。今月中に、意見を聴取して、回答を行い、最終的には委員会で評価結果を決定するという事で、現在は（案）がついている段階でございます。

細かいスライドで見にくいですが、諮問の内容と評価の経緯についてです。まず、2011年の12月に米国・カナダ、2013年の4月にアイルランドの諮問が行われています。そのときには、2つの段階で評価してくださいということでした。1段階目として、当時、米国・カナダは20か月齢以下、アイルランドは輸入禁止という状態でしたけれども、この月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスクを評価してもらいたいというもの。また、SRMの範囲を変更した場合のリスクです。さらに2段階目として、その評価が終わったあと、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクということで、この評価を今回行ったということでした。

これまでの評価では、「月齢の規制閾値を「30か月齢」とした場合のリスク、SRMの範囲を変更した場合のリスク」(=①の評価)については12年10月、13年10月にすでに米国・カナダ・アイルランドについては評価結果を厚生労働省に答申しております。厚生労働省のほうでは、規制閾値を30か月齢に見直しているという状況です。この他に、10か国、フランス、オランダ、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン、イタリア、オーストリアについても、同様の評価が行われまして、30か月以下に限り、輸入が認められているという状況です。

次に、今回の評価の経緯です。2017年4月に、食品安全委員会の評価を踏まえて、国内の健康と畜牛のBSE検査が廃止されました。その段階で、厚生労働省からは、「①を終えた

後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」(=②の評価)の評価は残っているので、これを進めるようにということで、改めて依頼がきました。これが去年の4月です。

これに対して食品安全委員会は、その評価を行うのに必要な、補足の資料の提出を求めました。その依頼に対して、米国・カナダ・アイルランドに関する補足資料が、食品安全委員会に提出されまして、今年4月から11月にかけてその3か国についてプリオン専門調査会で審議が行われ、結論を得たということです。残り10か国につきましては、現在提出されるのを待っている状況です。

評価内容の説明に入る前に、牛海綿状脳症(BSE)とは一体どういう病気だったのかを振り返っておきたいと思います。BSE自体は、牛の病気のひとつです。プリオンと呼ばれる病原体が脳に蓄積して、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、最終的には死亡すると考えられています。感染経路としては、この病気の元となるBSE感染牛を原料とした肉骨粉の中にプリオンタンパク質というBSEの病原体が含まれていたということです。それがBSEが拡大していった原因のひとつだと考えられています。

BSEに感染した牛では、プリオンが牛の脳、脊髄、回腸の一部などといったところに蓄積します。最初は牛の病気ということだったのですが、1995年にイギリスで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の患者が初めて確認されました。これは実はBSEとの関連があるのではないかということで、ここで初めて公衆衛生上の大問題になったのです。

BSEには2つのタイプがあり、いわゆる定型BSEと呼ばれているものと、非定型BSEの2つに区別されております。

次にBSEに関する措置です。発生国からの牛、肉骨粉などを輸入規制し、また、そういったものを牛に飼料として与えることの禁止という措置を取られています。それからサーベイランスとして、農場の段階においては、死亡牛などの検査が行われております。と畜場ではどのようなことが行われているかということ、特定危険部位(SRM)の除去として、脳・脊髄等、病原体である異常プリオンタンパク質の多く蓄積する部分を取り除いています。と畜前には、歩行困難牛とか異常を示す牛を排除するということが行われますので、その段階でも排除されています。それから、ピッシングという不動化処置。脊髄をつぶすような措置は禁止されています。これは、そこに病原体が溜まっていたときに、他の部位に飛び散らないようにということです。

このうち、主なものを簡単に説明します。まず飼料規制です。肉骨粉とはどういうものか、ということですが、牛をと畜すると、食用部位になる部分と、と畜解体過程で食用にならない部分とが出てきます。食用にならない部分というのが、レンダリング処理を受けて、粉末状の肉骨粉というものになるわけです。これを、牛の飼料に混ぜていたのが問題にあったと。この中にBSEのプリオンタンパク質が入っていたということです。

各国で、飼料規制の内容は若干違っています。これは、国際機関としてのOIE、国際獣疫事務局ですが、ここが言っているのは、反すう動物の肉骨粉は反すう動物に与えてはいけません

ん、ということを規制としています。これは国際基準ということになりますが、日本の場合は、反すう動物同士は規制されていますが、反すう動物から豚、鶏へ給与することもできませんし、豚、鶏の肉骨粉が反すう動物に給与されることもありません。

ただ、豚⇄豚、鶏⇄鶏、豚⇄鶏は OK ということです。

米国・カナダではどうかというと、OIE 基準と同じものにプラスして、SRM は豚や鶏に与えてはいけませんという基準です。EU は一番厳しい基準をとっていて、OIE 基準に加えて、豚、鶏の肉骨粉を豚、鶏に与えてもいけない。もちろん反すう動物のものは与えないということで、全ての肉骨粉を禁止している状況です。

BSE の発生状況ですが、1992 年当時は、3 万 7 千頭を超える BSE が発生していたというのですが、現在かなり数が減って、数字で見ると、今年になって、スコットランドで発生が認められました。これはいわゆる定型 BSE です。それからアメリカでも 1 頭見つかっています。これは非定型の BSE ということになります。数字の見方としては、この数字の内訳としてのカッコが入っています。内数になっているのです。米国を見ますと、全て非定型の BSE が発生。最初の 1 頭が見つかったのが、カナダの牛で輸入されたものなのでカナダの牛の発生とカウントされています。日本でも、36 頭。そのうちの 2 頭が非定型として見つかったということになりますが、日本では 2010 年から発生が認められていません。世界的に見ても、このようなほとんど発生がない状況になっていることがお分かりかと思えます。

SRM として、今、食用に回したり飼料に回すことが禁止されている部分について、30 か月齢以下の牛では、舌扁桃も含めた扁桃と言われているところと、回腸の遠位部。だいたい盲腸との接続部分から 2 m くらいのところを除去するという事になっています。30 か月齢を超える牛については、脳、眼球、扁桃などを含んだ頭部全体。そして背根神経節を含む脊柱と脊髄。それから回腸遠位部は 30 か月齢以下の牛と同じように除きます。これらの部分が SRM として除去されています。

これから評価の本題に移ります。国内評価は 2013 年と 2016 年 8 月で、これが直近の国内評価です。まず定型 BSE に対しての評価ですが、牛の中でどういう感染状況か、というのを評価します。そしてこの場合に考えないといけない項目としては、ひとつは「飼料規制がきちんと行われているか」「輸入規制がされているか」「措置の有効性を監視するためにサーベイランスがあるか。」を評価したら、出てこないということが証明されるという状況です。その結果としての直近 11 年以内に生まれた牛で定型 BSE が確認されているか否かを確認したということです。これが国内評価のときの、生体牛のリスクとしての考え方で、それが適切に実施されて条件を満たしていれば、今後、発生する可能性は極めて低いという結論になりました。

もうひとつの柱として、肉はここから作られて食べることになるので、その間に、「きちんと SRM が除去されているのか」「と畜前の検査はきちんとされているか」「ピッシング等は禁止されているか」をチェックします。適切に実施されていれば、人への BSE プリオンの

曝露リスクの低減措置が採られているという判断をします。これらを総合的に判断し、最終的にこういった措置をした肉、内臓を食べて vCJD が発症するのか、というリスクを考えるのが最終結論です。BSE プリオンによる、vCJD を含む、人のプリオン病発症の可能性は、こういうことをしていれば極めて低いという結論になりました。そこで日本の場合には、食用に起用される健康な牛の BSE 検査を廃止しました。

今回の諮問は、米国・カナダ・アイルランドについて、第一段階の 30 か月齢の規制が評価され、変わったわけですが、それを終えたあと、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価する。この場合には、引き上げるというか、全部健康と畜牛は検査をしなくてよしいという段階まで考えなければいけないわけです。

評価の考え方ですが、今回は少し前と考え方が変わっている部分があります。全体的に、頭数は当然減ってきています。つまり、牛など、病原体の総量がほとんど分布しているところがない状況になってきているのではないかということが、現在のサーベイランスの状況からもわかってきています。3万7千頭も出ていたときから比べると、もう 2018年には1頭、先ほど2頭出ましたが、1頭は非定型、1頭は定型としてスコットランドで出た例ですね。そういうことから、生体牛のリスクの考え方を少し見直していかなければいけないのではないかということです。つまり、国内を評価した段階で、まだ依然として、かなりの病原体の潜伏が考えられます。つまり、11年経っていない、最後に発生した牛の生まれた年が11年よりも短い。11歳未満で発症しているかどうかということになると、まだこの中に感染源が残っているという考え方のもとに11年というしほりを付けていたのです。11年を超えて発生していないという国との違いがあった。しかし現状では全体を見回してみてもその11年以内の発生がたとえあったとしても、そういう全体の牛のポピュレーションの中での病原体の分布というのはほとんどなくなっている状況を踏まえているわけです。

こちら側は食肉処理に関したことです。この管理措置がきちんと行われているか、それからやるべきことがちゃんとされているか、そういうことを確認する、という話になります。そのことをされていけば、低減効果は一定に保たれているのだという判断をします。

直近 11年以内に生まれた牛で定型 BSE が確認されているかにかかわらず、月齢条件なしとした場合に食肉処理に関連した措置によって、定型 BSE プリオンによる vCJD 発症の可能性が極めて低い水準に達しているといえるか、ということの評価しようとなったのです。特に注目しないといけないのは、定型 BSE 感染牛における異常プリオンタンパク質の分布（蓄積部位）がこれまでに言われているものと変化が無いのかどうか、新しい知見がでていないかどうか。そして vCJD の発生状況や疫学情報、11年以内に発生した国も含まれています。カナダとアイルランドですが、そのときも、疫学情報をきちっと確認しましょうということです。それから、前提となる措置がどうなのかを、国内評価の項目、点検表を国内評価のときにつくったので、それに沿って点検していくことにしました。ということは、管理措置が適切に行われているかどうかは非常に重要なポイントになります。ひとつは生体牛のリスクにかかる措置。これは侵入リスクとしての輸入が規制されている。国内安定性

としての飼料規制。それからサーベイランスがきちんに行われているか、その辺を点検してきました。近年に生まれた牛で、定型 BSE が確認された国については、疫学調査の結果をきちんと踏まえて、その国の規制が破綻していないのかどうか。つまり 1 頭が出たときに、それが国全体の規制を揺るがすような問題が起こったために、それが発生したのかというのを確認することにしました。

それから食肉に関連したリスクについては、SRM の除去と畜処理の各プロセス。つまりと畜前の検査がきちんに行われているか、ピッシング等はしていないかなどを確認していたのです。定型 BSE について、そうした考え方でやっていきました。

非定型 BSE はどうかということです。非定型 BSE というのはどういうものかという、通常、これが普通のウェスタンブロットのパターンといわれていて、電気泳動をしますとこんな形に見えます。非定型 BSE は、2 つのタイプがあり、最後のこのバンドが通常のものよりもやや上にある。つまり上から下にこの分子量の大きさが変わってくるわけで、上が大きくて下が小さいということになります。通常のものよりも大きいものが、このバンドとして出てくるものです。それから通常のものよりもやや下に出てくる、HIGH と LOW という H 型と L 型の 2 つのタイプが報告されています。

非定型 BSE は、すでに国内評価のときに、評価を行っています。そのときには、定型 BSE とは異なるタイプの BSE であって、いわゆる孤発性と言われているもので、飼料によってではなく出てくる可能性があるということで、疫学的に、非定型 BSE と人のプリオン病との関連を示唆する報告はないことを確認しました。発生頻度について、2 歳以上の牛、100 万頭あたりで H 型は 0.07、L 型は 0.09 と極めて低いです。H 型は、人への感染の可能性は確認できていません。L 型は、感染牛の脳組織でサルに感染したという実験がありますが、現行の SRM 以外の組織の人への感染性は極めて低いのだということになります。牛と人の間には種間バリアと言われているものがあります。適切なリスク管理措置、定型 BSE と同様のものを前提に考えてみると、非定型 BSE についても、牛の肉、内臓の摂取に由来する vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いという結論を国内評価の際に行っています。その後、時間が経っているので、新たな知見がないかどうかを確認しました。

評価結果ですけれど、2012 年 10 月以降に、現在日本が定めている SRM の範囲を評価するというので、文献調査を行って、現在の SRM の範囲が不十分であることを示す新たな知見はなかった。つまり、今の SRM という範囲を決めておけば十分ということです。現在日本で設定している SRM の根拠ですが、この中枢神経系—脳、脊髄、背根神経節というのは脊髄から出てくるところにありますので、それを含む脊柱、これは脳組織 1 g を牛へ経口投与した場合に、BSE のプリオンタンパク質、PrP<sup>Sc</sup> といいます、それが検出されるものは、投与後 44 か月以降である。30 か月齢を超える牛由来のものを SRM に設定しておけばそれでよいことになります。

定型 BSE の感染の経口投与をすると、もうひとつは、扁桃、腸管といったところにも出てきます。扁桃については、全月齢の扁桃を SRM に設定する。食べさせるとすぐに出てきま

す。腸管については、これも早期から蓄積が認められるのですが、投与量が減ってくると、だんだん出てくる範囲というのが盲腸寄りに定まってきます。よって、全月齢の回腸の遠位部、つまり盲腸から2mの部分に限ってSRMに設定しておけばよい。それ以外の組織では、副腎、末梢神経等で検出されたという報告がありますが、単位組織重量当たりの量は、脳の1/1000以下と非常に微量です。そして出てくるのは、かなり後期になってからということもあり、この月齢の設定と範囲の設定で、SRMを決めればよいことになりました。

それから、vCJDの発生状況ですが、世界中での変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病の発生というのは、2000年をピークにして減少してきています。グラフのこの白いほうのバーがイギリスでの発生。そして赤いバーがイギリス以外のところ。現在では英国で、1989年以降に、このSRMの食品への利用禁止を講じていますので、90年以降の出生者から、vCJD患者は確認されていないです。今回評価した、米国・カナダ・アイルランドいずれも、CJDのサーベイランスを行っていて、vCJDの発生状況の確認を行っています。

「生体牛のリスク」に係る措置の点検ですが、米国・カナダはほぼ同じことですので米国の分だけ説明します。発生国からの生体牛、肉骨粉等は輸入禁止です。それからリスクが減ってくればそれを解除したりしますが、基本的には発生国からは輸入はしていない。そして反すう動物由来の肉骨粉の反すう動物への給与は禁止しています。これはOIE基準にあっているやり方です。それから、国際的な基準を満たしたサーベイランス。これらをきちんとやって、これらの措置が有効かどうかを確認しております。カナダも同じです。アイルランドは、飼料のところは、上の2か国よりも少し厳しくて、全ての動物由来の肉骨粉を全ての家畜への給与禁止という措置を取っています。その他の2つは同じことです。

そして発生状況と疫学調査ですが、米国ではこれまで確認されたBSEは、全て非定型でした。最初の一例は申しあげましたように、カナダの牛であるということです。定型ですが、カナダの発生とカウントをされています。そしてカナダでは、2009年3月生まれの牛で定型BSEが認められているということは、11年以内に発生しています。そこで疫学調査を行ってその結果を見ると、確認された農場というのは、過去に定型BSEの発生があった農場。これから、汚染飼料のごく一部の残留が感染に関与している可能性が最も蓋然性がある原因と考えられています。飼料検査の記録からも、全体の、国で行っている措置が破綻していることにはなっていない。問題があることを示す証拠は見つけれられていません。そこで、カナダの場合は、その農場に限った話ではないか、という判断をしました。アイルランドは2010年生まれの牛でしたから、11年は経っていないのですが、この例については、飼料の交差汚染が感染原因であるという可能性はかなり小さいです。しかし偶発的な残留飼料に曝露された可能性や、環境中、そこから曝露された可能性は否定できないと報告してもらっています。飼料検査の記録から、この措置の実効性に問題があるというわけではないということで、これも、国全体としての飼料規制が破綻していて起こった問題ではないと考えられました。ということで、生体牛のリスクに関してはこの措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと考えました。

もうひとつは食肉処理ですが、ひとつは、SRMが適切に除去されているかどうか。それからと畜前検査について、歩行困難牛を排除できているかどうか。それからピッシング等。これはもともとやっていないということです。これによるリスクはない。また、機械的回収肉は作っていますが、日本向けの輸出は認められていない。これはアメリカ、カナダともに3項目一緒です。そしてアイルランド。最初の2つは一緒に、最後の機械的回収肉は禁止されている。ヨーロッパ全体で禁止されています。これにより、措置は適切に実施されていると判断しました。

評価の結果です。月齢を見直した場合の人への感染リスクを考えてみますと、まず生体牛のリスクに係る措置が現状と同等の水準で維持されているという前提のもと、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いか、発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。そして適切なと畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることを踏まえれば、現在のSRMの除去によって食品を介して摂取される可能性があるPrP<sup>Sc</sup>は極めて少なくなると推定できるということで、食肉に関連したリスクに係る措置は適切に実施されているものとなります。

牛と人の種間バリアの存在というものも考えますと、米国・カナダ・アイルランドから輸入される牛肉等の月齢条件を、「条件無し」つまり、健康と畜牛の検査をしないとしても、措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSE、プリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いということになります。

非定型BSEについては、国内の評価を2016年10月にすでに行っています。その中で非定型BSEについて、リスクは極めて低いということになったので、その後、知見に変化がないか見ましたが、この結論を変えるような新たな知見はなかったということで、非定型BSEにおいても、vCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いという結論を出しました。

評価の結果をまとめますと、諮問事項の国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値、30か月齢を引き上げた場合のリスクに関し、米国・カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件は「条件無し」としても人へのリスクは無視できるという最終結論に達しました。ただし、付帯事項として、「この評価結果は、現在実施されているリスク管理措置が前提になっている。そのためにリスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある」という条項を付けて結論といたしました。

これは今後の予定ですが、現在、この意見を募集しております。今日は東京での意見交換会で、明日は大阪で意見交換会を行います。そのあと、いただいた御意見を整理し、評価書へ反映すべきことは反映したうえで、審議をとりまとめ、厚生労働省に評価結果を通知します。その結果厚生労働省としては規制の見直しについて検討を行うものと考えております。

以上で私からの評価結果についての御説明を終わらせていただきます。御清聴どうもありがとうございました。

渡辺リスコミ官：

山本委員ありがとうございました。それではここで配置換えを行いますので、15分間、14時30分まで休憩を取りたいと思います。30分までにお戻りください。

— (休憩) —

渡辺リスコミ官：

それでは時間になりましたので再開いたします。最初に、今説明した資料で1点訂正箇所がありましたのでご報告いたします。パワーポイントのスライド番号で13番目ですが、「世界におけるBSE発生頭数の推移」という表です。2006年の、日本の欄ですが、10(2)。カッコ内は非定型BSEという内数となっています。(2)は正しくは(1)です。お詫びして訂正いたします。

それではここから質疑応答の時間をいただきます。質問の対応者をご紹介します。皆様から見て、右側から3番目が、先ほど講演させていただきました山本委員。その左側が食品安全委員会プリオン専門調査会の横山専門委員です。その左側が同じくプリオン専門調査会の八谷専門委員でございます。一番左側が食品安全委員会事務局、吉岡評価第二課長です。山本委員の右側が、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室の小島室長補佐です。一番右側が農林水産省消費・安全局動物衛生課菊池課長補佐です。

それではこれから質疑の時間に入らせていただきたいと思います。質問のある方はまず挙手していただき、私が指名しましたら、係の者がマイクをお持ちいたしますので、御所属とお名前をお願いしたいと思います。できるだけ多くの方に御質問の機会を確保したいと考えておりますので、質問は簡潔にいただければ幸いです。ご協力をお願いします。それでは今の説明を聞き、御質問のある方はいらっしゃいますか。では一番右側の女性の方。

質問者 A：

ありがとうございました。私の読み込み不足かもしれないのですが、プリオン評価書の質問でもかまわないでしょうか。32ページ、33ページの、表5と6で、不適合事例の数字が上がっていると思うのですが、検査施設数がどちらもものすごい勢いで減っているように読み取りました。これはどのような理由なのかわかれば御説明いただけると助かります。

渡辺リスコミ官：

評価書の32ページの表5と表6のレンダリングと飼料向上の検査施設の減少の理由についてということでしょうか。

質問者 A :

例えば、ゼロが続いているのですが、2014 年になりまして、不適合施設が 2 つ出ていたりとか、全くずっとゼロというわけではなさそうなので、これは科学的に判断してこのような数字になっているのでしょうか。表 5 でしたら、2009 年の 182 施設から、2016 年は 82 施設になっています。

渡辺リスクミ官 :

では吉岡課長から回答させていただきます。

吉岡評価第二課長 :

ここのデータは、厚生労働省から各国にデータ提供を依頼しまして、各国から回答があったものです。評価書の 31 ページの上から 2 行目のところに、例えば米国ですと、「FDA 又は州の検査員が年に一度の立入検査を行い」と記述があり、検査の頻度は変わっていないということです。今御指摘のありました施設の数そのものの絶対数が減っているかどうかの確認まではいたしておりません。けれども読み取れる限りではそういうことかなと思います。

渡辺リスクミ官 :

よろしいでしょうか。他に御質問のある方はいらっしゃいますか。左側の方。

質問者 B :

説明ありがとうございます。パワーポイントの 27 枚目のアイルランドのところで、定型 BSE が認められたことについて、偶発的に古い残留飼料にあった可能性、あるいは環境からのばく露があった可能性と書いてあります。環境からのばく露というのはどういうことなのでしょうか。

山本委員 :

環境からのばく露について。当時の牛は死亡したあと埋められたりして、焼却が行われていない場合があるということから、どのような形かは確認ができませんが、そういったものがばく露した可能性があるのではないかという推定です。

渡辺リスクミ官 :

よろしいでしょうか。

吉岡評価第二課長 :

スライド 27 のカナダのところを見ていただきますと、カナダで 2009 年 3 月生まれで定型

BSE が認められて疫学調査をした結果といたしまして、「過去に定型 BSE の発生があった農場であり、汚染飼料のごく一部の残留が」ということで、ここは明らかに飼料の一部が、なんとなく形として残っているということが調査結果から推定をされたということです。しかしアイルランドの場合には、そこまではっきりしたものさえわからないので、調査側の推測として、それがもっと細かくなって形としては残っていないが、アトモスフィアに漂っているなどが可能性としては考えられるという記述があったものです。

渡辺リスクミ官：

よろしいでしょうか。御質問のある方いらっしゃいますか。では真ん中の男性の方。

質問者 C：

今回と、前回 2011 年くらいのところでの比較ということで、感想を含めて委員の先生に聞きたいです。2011 年のときはアメリカとかカナダとか国内と一緒に 20 か月齢から 30 か月齢を評価して、私から見たらかえってややこしくて、もう少し段取りを分けた方がよかったですのではないかと。メディアのベテランの方と話してもそんな印象を持ちました。今回はすっきりして、その点はいいのですが、その間に、日本の場合は 20～30、30～48 にして、次に月齢なしの青天井となり、ワンステップ、ツーステップを踏んだ。しかし今回の 3 か国の外国産の場合、30 まではもってきたが、その次に全くリミットレスで、日本とは違う形になった。その辺はどういう判断で日本のステップと違うという判断にしたのでしょうか。お答えになるのが行政なのか委員会なのかわかりませんが。

山本委員：

2 段階に分かれた諮問がされていまして。1 段階目の 30 という制限を設けるときの評価というのがひとつあって、その間に日本は日本の評価を進めていたわけです。それが終わった段階で、厚生労働省のほうから 2 番目のステップについて、どの月齢まで上げていいのかなども含め、国際基準を踏まえたいうえで考えてください、ということでした。ですからそれを考えるときには一気にいけるかどうかまで考えて、今回の評価を行っているということで、国内での 2 段階の評価のときとは事情が違って、国内の評価は、20 から 30 に引き上げて、30 から 48 に引き上げたときには、11 年経っていない牛がいたのです。それで 3 年間は見なくてはいけないのではないかとということで 2013 年から 2016 年の間、食肉検査がその月齢の牛に対しては続いていた。検証期間のような形です。

質問者 C：

ということは、日本でやった場合も 48 を入れたころと事情が違ってたと。

山本委員：

そういうことです。今回の評価の考え方のところでも御説明したと思いますが、世界中での BSE の発生頭数が相当数減ってきているということで、生体牛に関するリスクは 30 に引き上げた当時よりもさらにずっと小さくなっているという考え方です。

質問者 C :

その後、世界を含めて BSE はまた再発ということもなくどんどん減っているのだと思いますし、11 年に達していなかったということがわかったので納得です。

プリオン委員会を 6 回開いている内の最初の 2 回目くらいだったと思います。今日のパワーポイントの 19 ページにもありますが、今回評価を見直したときの大きなポイントとして、評価の見方を大きく変えた。今までの生体牛リスクから、評価の中心を、食肉処理をした部分のリスクに変え、今のような経緯になった。これは委員会の中でも、1 回それだけを議論したのだと思いますが、そういうことをもう少し世の中にも伝えてもらいたいです。単にベルトコンベヤーで何かして、過去の「何年前の評価までは終わっている」とそのあとに付け加えるものはあるのかとか、私は研究者だったのでわかりますが。世の中やメディアの方に対しては「こういうところを大きく見直してその中でそういう結論になりました」と言うほうが、スッキリするような気がします。これは意見ですが。

山本委員 :

貴重な御意見をありがとうございます。私の説明の中でも申し上げたつもりでしたが、うまく伝わっていなかったということかと思しますので、この部分についてはもう少し理解が得られるように丁寧に説明していきたいと思えます。ありがとうございます。

渡辺リスクミ官 :

その他に御質問はございますか。

質問者 C :

安全性というよりも、非定型のことで、安全性ということではなくて、研究者からの興味なのですが。電気泳動のパターンで H 型と L 型というのがあるのはよいのですが、評価書の中にも少し書いてあり前から気になっているのですが、H でも L でもないパターンがあって、何年か前にも専門の方に聞いたら、まだ調査中ではっきりしていないということだったので、あれはどうなったのでしょうか。

横山専門委員 :

スイスの例は、伝達性が確認できなかったということで、報告されていた。ウエスタンブロットでの異常なプリオンタンパク質は確認されたのですが、それが病気を伝達するという能力まではなかったと考えたらいいと思います。

質問者 C :

そこまではレポートとしてはあるということですね。今、この OIE などのところでは、調査中ということではなくて、非定型に入るのでしょうか。もどきくらい？

横山専門委員 :

おそらく数に入っていないと思います。

質問者 C :

取るに足らないというか、無視してもいいようなデータということですね。ありがとうございました。

渡辺リスコミ官 :

御質問はよろしいでしょうか。では右側の方。

質問者 D :

どうもありがとうございました。1点基本的なことを教えてください。私の専門分野は WTO です。具体的には SPS 協定といったものが存在していて、そこに数は少ないとは思いますが、危険性評価のやり方について、WTO 加盟国や日本がある程度フォローをするべき大まかな規定内容というものがございます。今回プリオン評価書を拝見して、きっとそういったことは踏まえた上での評価書ができあがっていると思うのですが、具体的にそういった基準、言及というのは特段見られません。今回、評価書を作成するにあたって、「SPS 協定が定める要求に沿って、この評価書は策定されているのですよ」といった記述は特にないのでしょうか。検討されたうえでこれを作成されているのか、それはそれとして一というようなことで記述されているのでしょうか。

吉岡評価第二課長 :

御指摘がありましたように、SPS 協定の中で、動物衛生分野の国際的規格は OIE コードですので、OIE コードに照らしてどうかということで基本的に策定しております。そういうことを考えますと、当然 SPS 協定のルールに基づいて策定しているということです。それは当たり前すぎて、今までもずっと書かれていないということです。

渡辺リスコミ官 :

その他にございますか。ほぼ御質問も出尽くしたようですので、質疑応答の時間は以上で終了させていただきたいと思います。

本日の意見交換会も踏まえまして、今月 27 日がパブリックコメントの締切となっております。

す。評価書案に対する御意見、また情報の募集を行っておりますので、食品安全委員会のホームページを御確認いただき、今日の意見交換会も踏まえ御意見をお寄せいただければと考えております。それではこれにて本日の「食品に関するリスクコミュニケーション～米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（案）について～」を終了いたします。

御参加いただきまして誠にありがとうございました。なお、アンケートが入っております。今後の運営の改善に活用させていただきたいと思っておりますので、記入に御協力いただき、係のものにお渡しいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。気を付けてお帰りください。